

明星大学個人情報取扱規程

平成18年4月1日
制 定

目 次

- [第1章 総則（第1条—第5条）](#)
- [第2章 体制（第6条—第13条）](#)
- [第3章 個人情報取扱いに係る関連細則等（第14条）](#)
- [第4章 利用目的の特定等（第15条・第16条）](#)
- [第5章 収集及び利用目的の通知・同意等（第17条—第22条）](#)
- [第6章 個人情報の管理等（第23条—第26条）](#)
- [第7章 個人データの委託及び第三者への提供（第27条—第29条）](#)
- [第8章 開示、訂正等及び利用停止、並びに不服申立ての取扱い（第30条—第33条）](#)
- [第9章 苦情又は相談の取扱い（第34条）](#)
- [第10章 雑則（第35条・第36条）](#)

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、学校法人明星学苑個人情報保護規程（以下「保護規程」という。）に基づき、明星大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、別表第1に定める。

（適用）

第3条 この規程に定める用語の定義、適用範囲、組織・体制、責任と義務等は、本学が定める個人情報保護に係る規程等のすべてに適用する。

（対象）

第4条 この規程の対象とする個人情報は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学生情報
- (2) 教職員情報
- (3) 保護者情報
- (4) 外来者情報

（責務）

第5条 本学の業務に従事する教職員は、保護規程及び本学が定める個人情報保護に関する規程等に基づき、個人情報を適正に取扱うものとする。

第2章 体制

（個人情報運用管理体制）

第6条 本学における個人情報を適正に運用・管理するための組織体制は、別表第2に定める。

（個人情報管理責任者）

第7条 保護規程第6条に基づき、本学の個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、学長とする。

（個人情報内部監査責任者）

第8条 本学が保有する個人情報が、個人情報保護に関する法令、保護規程及びこの規程に基づき、適正に取扱われているか監査するため、個人情報内部監査責任者（以下「内部監査責任者」という。）を置く。

2 内部監査責任者は、学長が指名した者をもって充てる。

（個人情報教育・研修責任者）

第9条 本学の教職員に、個人情報保護に関する規程等を理解させ、本学における個人情報保護について教育・研修するため、個人情報教育・研修責任者（以下「教育・研修責任者」という。）を置く。

2 教育・研修責任者は、副学長をもって充てる。

（個人情報取扱責任者）

第10条 本学の個人情報保護に関する規程等に基づき、個人情報を適正に管理・運用するため、個人情報取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

2 取扱責任者は、事務局長をもって充てる。

（個人情報運用管理委員会）

第11条 本学における個人情報の運用・管理に係る事項について協議するため、個人情報運用管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

（個人情報運用管理責任者）

第12条 個人情報保護対策を所管部署において実施・運用するため、個人情報運用管理責任者（以下「運用管理責任者」という。）を置く。

2 運用管理責任者は、学長室長、事務局次長、通信教育部事務長、各附属教育研究機関の長、各学部長、各研究科長、及び全学共通教育委員会委員長をもって充てる。

（個人情報運用管理者）

第13条 個人情報保護対策を各部署において実施・運用するため、個人情報運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

2 運用管理者は、各部署の長、各学科主任、各全学共通教育委員会部会主任をもって充てる。

第3章 個人情報取扱いに係る関連細則等

（関連細則等）

第14条 この規程に基づき、本学における個人情報を適正に管理・運用するため、次の各号に定める細則等を定める。

- (1) 明星大学学生情報取扱細則
- (2) 明星大学教職員情報取扱細則
- (3) 明星大学個人情報開示・訂正等及び利用停止等取扱細則

(4) 明星大学個人情報に関する苦情・相談に係る取扱内規

第4章 利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第15条 教職員は、個人情報を取扱うにあたって、本学の教育・研究の実施及び業務の遂行上必要な範囲内で、個人情報の利用目的をできる限り具体的、個別的に特定しなければならない。

2 教職員は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて、個人情報の利用目的の変更を行ってはならない。

3 前項に定める相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲についての判断は、管理責任者が行う。

(目的外利用の禁止)

第16条 教職員は、情報主体の同意を得た利用目的の範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。ただし、管理責任者が次の各号の1に該当すると認める場合を除く。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は学生の健全な育成推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 教職員は、情報主体の同意を得た利用目的と異なる目的で当該個人情報を利用する場合、改めて当該情報主体の同意を得るものとする。

3 利用目的の範囲内か否かについて疑義が生じた場合は、管理責任者が判断するものとする。

第5章 収集及び利用目的の通知・同意等

(個人情報の収集原則)

第17条 教職員は、個人情報を収集する場合、利用目的の達成に必要な限度において、適切かつ公正な手段によって取得しなければならない。

2 教職員は、法令等に定めがある場合を除き、次の各号に掲げる機微（センシティブ）情報は収集しないものとする。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く。）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項

(3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項

(4) 集団的示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項

(5) 保健医療及び性生活に関する事項

(収集の届出)

第18条 運用管理者は、本学の教育・研究にかかる業務の遂行上、新たに個人情報を収集する場合、あらかじめ次の各号に掲げる事項を管理責任者に届け出て、承認を得なければならない。

(1) 名称

(2) 利用目的

(3) 収集の対象者

(4) 収集方法

(5) 記録項目

(6) 記録の形態

(7) その他管理責任者が必要と認めた事項

2 運用管理者は、前項の規定に基づき届け出た事項を変更、又は廃止するときは、あらかじめこれを管理責任者に届け出て、承認を得なければならない。

(収集の方法)

第19条 教職員は、次の各号に定める基準に基づき、個人情報を収集するものとする。

(1) 情報収集時の項目は、曖昧又は不正確な表現、及び誤解を招く表現を避けること

(2) 情報主体に関して相反する収集内容がある場合、正誤を情報主体に確認すること

(3) 収集する個人情報は、利用目的の達成のために必要な項目のみとすること

(利用目的の明示)

第20条 教職員は、個人情報を収集する場合、あらかじめ公表している場合を除き、速やかに、次の各号に定める事項を情報主体に通知又は公表するものとする。

(1) 当該個人情報の利用目的

(2) 当該個人情報の管理者

(3) 当該個人データの第三者への提供を行うことが予定される場合は、その旨

2 情報主体から直接書面（電子的方式等を含む。）により当該情報主体の個人情報を取得する場合は、あらかじめ前項第1号から第3号に定める事項を明示しなければならない。

(利用目的の通知の方法)

第21条 利用目的の通知の方法は、情報主体に口頭、書面、又は電子メール等で個別に伝達することとする。

2 公表の方法は、本学の掲示板やホームページに継続して掲示するなど、情報主体が容易に知り得る状態に置くこととする。

3 教職員は、情報主体に利用目的を通知又は公表する場合、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 一般に理解できるような文面で情報主体に伝えること

(2) 情報主体が必要とする内容を伝えること

(3) 利用目的の明示に複数の言語を使用する場合、告知内容に差異が生じないようにすること

(同意)

第22条 教職員は、当該個人情報の利用目的について、できる限り情報主体の同意を得るものとする。

第6章 個人情報の管理等

(学外への持ち出し禁止)

第23条 教職員は、原則として、個人情報を学外に持ち出してはならない。

2 個人情報の学外への持ち出しに関して必要な事項は、別に定める。

(個人情報の安全管理)

第24条 運用管理者は、個人情報を安全に管理するため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

(1) 紛失、毀損、破壊その他事故の防止

(2) 改ざん及び漏えいの防止

(3) 不要となった個人情報の廃棄又は消去

2 個人情報の安全管理のために必要な事項は、別に定める。

(個人データの適正管理)

第25条 各部署は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

2 各部署は、保有する必要がなくなった個人データは、速やかに廃棄又は消去するものとする。

3 個人データの廃棄又は消去のために必要な事項は、別に定める。

(情報システムにおける個人データベース等の安全管理)

第26条 情報システムにおける個人データベース等を保有する各部署は、当該個人データベース等を漏えい又は不正アクセス等の危険に対し、技術面において必要な措置を講じなければならない。

第7章 個人データの委託及び第三者への提供

(委託先の選定)

第27条 各部署は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの一部又は全部を委託する場合は、個人データの安全管理について十分な措置を講じているものを委託先とする。

2 委託先の選定について必要な事項は、別に定める。

(契約内容)

第28条 個人データを委託する場合は、次の各号に定める内容を契約書に規定するものとする。

(1) 個人データの漏えい等の事故が発生した際の委託先の責任に関する事項

(2) 個人データの安全管理に関する事項

2 委託契約について必要な事項は、別に定める。

(第三者への提供)

第29条 教職員は、法令等に定めのある場合を除き、あらかじめ情報主体の同意を得ずに個人データを第三者に提供してはならない。

2 本学は、第三者に提供される個人データについて、情報主体の求めに応じて当該個人データを提供することを停止することとしている場合であって、次の各号に定める事項をあらかじめ情報主体に通知し、又は情報主体が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者へ提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 情報主体の求めに応じて、当該情報主体が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人データの第三者への提供について必要な事項は、別に定める。

第8章 開示、訂正等及び利用停止、並びに不服申立ての取扱い

(保有個人データの開示請求)

第30条 教職員は、情報主体から、当該情報主体の識別される保有個人データの開示を求められた場合、原則として、遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、当該保有個人データの一部又は全部を開示しないことができる。

(1) 個人の評価、診断、判断、選考、又は指導等に関する保有個人データであって、開示することにより、本学の教育、研究又は事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある場合

(2) 法令等の規定により開示することができない場合

(3) 開示請求の対象となる個人情報に第三者の個人情報が含まれている場合

(4) 開示することにより本学の業務の適正な執行に支障が生じるおそれがある場合

2 当該保有個人データの開示・非開示については、文書で当該情報主体に通知するものとする。

3 開示請求に関する必要な事項は、別に定める。

(保有個人データの訂正等)

第31条 教職員は、情報主体から、当該情報主体が識別される保有個人データ内容の訂正、追加、又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合は、遅滞なく、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。ただし、前条第1項ただし書きに定める事項に準ずる場合は、訂正等を行わないことができる。

2 当該保有個人データの訂正等を行ったとき、又は行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該情報主体に書面で通知するものとする。

3 訂正等について必要な事項は、別に定める。

(保有個人データの利用停止)

第32条 教職員は、情報主体から、当該情報主体が識別される保有個人データの利用停止を求められた場合、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、第30条第1項ただし書きに定める事項に準ずる場合は、利用停止依頼を拒否することができる。

2 当該保有個人データの利用停止を行ったとき、又は行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該情報主体に書面で通知するものとする。

3 利用停止について必要な事項は、別に定める。

(不服申立て)

第33条 教職員は、情報主体から第30条、第31条及び第32条に定める保有個人データの開示、訂正等、又は利用停止の請求に対する措置に不服があった場合、速やかに対応するものとする。

2 不服の申立てについて必要な事項は、別に定める。

第9章 苦情又は相談の取扱い

(苦情及び相談の取扱い)

第34条 教職員は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談があった場合、適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 苦情・相談窓口は、総務課とする。

3 苦情・相談の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第10章 雑則

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学部長会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第36条 この規程の改廃は、学部長会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（略）